

北空知衛生センター組合一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例

平成25年3月21日

組合条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第21条第3項の規定に基づき、北空知衛生センター組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定めるものとする。

(技術管理者の資格)

第2条 法第21条第3項の規定により条例で定める資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第17条第1項に規定する資格とする。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。